

議第7号

第17号令和3年度山梨県一般会計予算に対する修正

上記の修正案を別紙のとおり山梨県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

提案理由

第17号令和3年度山梨県一般会計予算の第2款総務費、第1項総務管理費、第15目訟務費及び債務負担行為の一部等を修正する必要がある。これが、この修正案を提出する理由である。

令和3年3月24日

提出者

山梨県議会議員

望月 勝

皆川 巖

浅川 力三

市川 正末

土橋 亨

飯島 修

佐野 弘仁

(別紙)

議第7号 第17号令和3年度山梨県一般会計予算に対する修正

第1条 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ「529,281,004千円」を「529,083,121千円」に修正する。

第1条第2項 「第1表 歳入歳出予算」を次のとおり修正する。

第1表 歳入歳出予算

抹消したのは原案、その上に記入したのが修正後の案である。

歳 入

款	項	金額
1 県 税		87,493,569
		87,691,452
1 県 民 税		31,001,667
		31,199,550
歳 入 合 計		529,083,121
		529,281,004

歳 出

款	項	金 額
2 総 務 費		32,658,267
		32,856,150
	1 総 務 管 理 費	14,424,652
		14,622,535
歳 出 合 計		529,083,121
		529,281,004

第4条 「第4表 債務負担行為」を次のとおり修正する。

第4表 債務負担行為

抹消したのは原案、その上に記入したのが修正後の案である。

事 項	期 間	限 度 額
<p>甲府地方裁判所平成29年（行ウ）第6号損害賠償請求義務付け請求（住民訴訟）事件の関連訴訟（同住民訴訟において争われている貸付契約が無効であることや貸付契約に対する法令の解釈適用などが論点として含まれる訴訟をいう。）について訴訟代理委任契約を締結すること（令和3年度に締結するものに限る。）。</p> <p><del>甲府地方裁判所平成29年（行ウ）第6号損害賠償請求義務付け請求（住民訴訟）事件の関連訴訟について委託契約を締結すること。</del></p>	<p>令和3年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで</p> <p>令和3年度から結審の年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び訴訟代理委任契約事件に係る経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬の額の合計額から訴訟代理委任契約締結後に実際に支払った着手金を除した額に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p> <p>訴訟代理委託に伴う実費及び成功報酬を加えた額の範囲内</p>

第17号令和3年度山梨県一般会計予算に対する修正に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

抹消したのは原案、その上に記入したのが修正後の案である。

1 総 括

(歳 入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 県税	87,493,569		△ 4,319,883
	<del>87,691,452</del>	91,813,452	<del>△ 4,122,000</del>
歳 入 合 計	529,083,121		71,398,333
	<del>529,281,004</del>	457,684,788	<del>71,596,216</del>

(歳 出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳
2 総務費	32,658,267 <del>32,856,150</del>	31,685,491	972,776 <del>1,170,659</del>	分担金及び負担金 1,253 使用料及び手数料 85,156 国庫支出金 1,559,743 財産収入 122,242 寄附金 120,731 繰入金 436,613 諸収入 7,384,049 県債 2,844,000 県費 20,104,480 <del>20,302,363</del>
歳 出 合 計	529,083,121 <del>529,281,004</del>	457,684,788	71,398,333 <del>71,596,216</del>	分担金及び負担金 1,732,299 使用料及び手数料 6,286,488 国庫支出金 63,627,202 財産収入 445,585 寄附金 153,936 繰入金 10,378,750 諸収入 103,545,406 県債 36,584,000 県費 306,329,455 <del>306,527,338</del>

2 歳 入

第1款 県税

第1項 県民税

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 個人	28,710,417	30,157,800	△ 1,447,383	1 現年課税分	28,382,317	
	<del>28,908,300</del>		△ <del>1,249,500</del>			
				2 滞納繰越分	328,100	
計	31,001,667	33,326,400	△ 2,324,733			
	<del>31,199,550</del>		△ <del>2,126,850</del>			

3 歳 出

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
15 訟務費	17,685	18,151	△ 466 197,417	県 費 17,685 215,568	1 報酬	10,185	訟務管理費 17,685 215,568
	215,568				7 報償費	5,981	
						203,864	
					8 旅費	725	
					10 需用費	311	
					11 役務費	368	
					13 使用料及び 賃借料	15	
	21 補償、補填 及び賠償金	100					
計	14,424,652 <del>14,622,535</del>	12,937,890	1,486,762 <del>1,684,645</del>	使用料 13,441 証紙収入 41,249			

				国 補	319,720			
				国 委	6,293			
				財産収入	96,300			
				繰入金	140,000			
				諸収入	67,101			
				県 債	2,844,000			
				県 費	10,896,548			
					<del>11,094,431</del>			

債務負担行為で令和4年度以降にわたるものについての令和2年度末までの支出額の見込み  
及び令和3年度以降の支出予定額等に関する調書

抹消したのは原案、その上に記入したのが修正後の案である。

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出（見込）額		令和3年度以降の支出予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	
甲府地方裁判所平成29年（行 ウ）第6号損害賠償請求義務付 け請求（住民訴訟）事件の関連 訴訟（同住民訴訟において争わ れている貸付契約が無効である ことや貸付契約に対する法令の 解釈適用などが論点として含ま れる訴訟をいう。）について訴 訟代理委任契約を締結（令和3 年度に締結するものに限る。） 甲府地方裁判所平成29年（行 ウ）第6号損害賠償請求義務付 け請求（住民訴訟）事件の関連 訴訟について委託契約を締結	訴訟代理委任に伴う実費 （旅行する場合に附属機 関の委員等の報酬及び費 用弁償に関する条例に準 じて支払う費用弁償、書 類郵便料等通信費及び裁 判所において準備書面等 を謄写するための費用） 及び訴訟代理委任契約事 件に係る経済的利益の額 を基準として、旧日本弁 護士連合会報酬等基準に 規定する計算方法に基づ き算定した報酬の額の合 計額から訴訟代理委任契 約締結後に実際に支払っ た着手金を除した額と同 額の消費税及び地方消費 税を加えた額の範囲内 訴訟代理委託に伴う実費 及び成功報酬を加えた額 の範囲内			令和3年度から訴訟代理 委任契約に係る訴訟が終 了した日から3月後の日 の属する年度まで 令和3年度から結審の年 度まで	訴訟代理委任に伴う実費 （旅行する場合に附属機 関の委員等の報酬及び費 用弁償に関する条例に準 じて支払う費用弁償、書 類郵便料等通信費及び裁 判所において準備書面等 を謄写するための費用） 及び訴訟代理委任契約事 件に係る経済的利益の額 を基準として、旧日本弁 護士連合会報酬等基準に 規定する計算方法に基づ き算定した報酬の額の合 計額から訴訟代理委任契 約締結後に実際に支払っ た着手金を除した額と同 額の消費税及び地方消費 税を加えた額の範囲内 訴訟代理委託に伴う実費 及び成功報酬を加えた額 の範囲内	県 費